

霧島市事業継続支援給付金事業

(令和3年度第2回飲食店取引事業者緊急支援型)

よくあるご質問 (Q&A)

| | ページ |
|------------------|-----|
| ■ 事業全般に関すること | 1～5 |
| ■ 飲食店取引事業者に関すること | 5 |

■ 事業全般に関すること

Q1 飲食店取引事業者に教えてください。

A1 飲食店の求めにより当該飲食店の業務に供する物品又はその運営に必要なサービスを直接かつ継続して供給する法人及び個人事業者のことをいいます。

※ 取引先の飲食店は、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得し、主として注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる事業所が対象です。

※ 対象となりうる飲食店取引事業者の例

(1) 食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工業者、酒造業者、飲食店に直接販売を行っている農業者・漁業者・小売（卸売）事業者 等

(2) 器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等

(3) サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等

Q2 法人で霧島市外に本社があり、事業所（店舗）が霧島市にある場合は対象になりますか。

A2 事業所が霧島市にあり、霧島市に法人市民税を納付している場合には対象になりますが、納付していない場合には対象になりません。

Q3 事業所（店舗）は霧島市内ですが、市外に住んでいます。対象になりますか。

A3 要件を満たせば対象となります。法人の方は「法人市民税確定申告書」（申告書類第20号様式）の写しを、個人事業者の方は居住地における納税証明書を同時に提出してください。

Q4 個人事業者で、事業所（店舗）は霧島市以外ですが、霧島市に住んでいます。対象になりますか。

A4 霧島市内で事業を営んでいるかを基準としますので、市外に事業所（店舗）を有する場合は対象とはなりません。

Q5 霧島市外にも事業所（店舗）がありますが、霧島市内の事業所（店舗）の売上だけを提出すればいいですか。

A5 霧島市外を含め、法人（個人事業者含む）全体の売上額が分かるものを提出してください。

Q6 複数の業種を営んでいますが、申請は一括で行うのですか。

A6 申請は法人（個人事業者含む）単位で申請してください。1法人の中で複数の事業がある場合は、事業収入を合算し、令和3年7月、8月又は9月のひと月の売上額と前年同月等の売上額と比較します。個人事業主が複数の事業を営んでいる場合も同様の取り扱いとなります。

Q7 売上の比較は、取引先の飲食店との取引に係る売上のみを比較すればよいですか。

A7 売上は、事業収入すべての売上と比較します。取引先の飲食店との取引に係る売上のみの比較ではありません。

Q8 国、県、市などの支援制度による支援金等の収入がありましたが、本給付金での申請に際し同期間内の売上として計上するのですか。

A8 本給付金での申請に関しては、それらの支援金を売上として計上する必要はありません。

Q9 「全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入である」とは具体的にはどういうことですか。

A9 具体例を下記に示します。

例1 個人事業主Aさんの年間収入(180万円)

| | | | |
|----------|-------|---|------------------------|
| 年金、給与等収入 | 100万円 | } | → 年金等収入の方が多いため対象になりません |
| 事業収入 | 80万円 | | |

例2 個人事業主Bさんの年間収入(180万円)

| | | | |
|----------|-------|---|----------------------|
| 年金、給与等収入 | 80万円 | } | → 事業収入の方が多いため対象になります |
| 事業収入 | 100万円 | | |

例3 個人事業主Cさんの年間収入(180万円)

| | | | |
|----------|------|---|-----------------------------|
| 年金、給与等収入 | 80万円 | } | → 事業収入の合計が給与収入より多いため対象になります |
| 事業収入① | 60万円 | | |
| 事業収入② | 40万円 | | |

Q10 前回（第1期及び第2期、令和2年度における飲食店取引事業者緊急支援型及び令和3年度飲食店取引事業者緊急支援型）で提出した確定申告書類や前年の売上帳簿について、変更は無いのですが、再度同じものを提出しなければなりませんか。

A10 一旦提出した確定申告書類等であっても、再度提出をしてください。

Q 1 1 雑所得、給与所得を主な収入としている場合は対象になりますか。

A 1 1 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている場合、対象になります。申請書類一覧に記載する書類のほかに、以下の書類を併せて提出してください。

- ① 業務委託等の契約書の写し又は契約があったことを示す申立書
- ② 支払者が発行した支払調書の写し又は源泉徴収票の写し
- ③ 開業届の写し

Q 1 2 家族の中に個人事業主が複数いる場合は申請できますか。

A 1 2 事業主ごとに申請することができます。

Q 1 3 個人事業主で家族に給与所得者がいる場合は申請できますか。

A 1 3 この支援給付金は市内事業者の事業継続を支援することが目的ですので、家族に給与所得者（給与以外の収入も同様）がいる場合でも申請することができます。

例 1 夫 給与収入 400 万円
妻 事業収入 240 万円 } → 妻の事業が対象になります

例 2 夫 給与収入 240 万円
妻 事業収入 360 万円 } → 妻の事業が対象になります

例 3 夫 事業収入① 80 万円
事業収入② 70 万円 } → 夫の事業が対象になります
妻 給与収入 240 万円

Q 1 4 確定申告をしていない場合はどうすればいいですか。

A 1 4 最寄りの税務署や霧島市役所税務課に相談してください。

Q 1 5 確定申告書の控えを持っていない場合はどうすればいいですか。

A 1 5 確定申告の場合は最寄りの税務署で、市県民税等申告の場合は市区町村役場で再発行の手続きをしてください。

Q 1 6 市役所で確定申告をしたので「第一表」に収受印が無い場合はどうすればいいですか。

A 1 6 「第一表」左下部の「税理士署名押印」欄に「霧島市」と記載があるものを提出してください。または、税務署で「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて提出してください。

Q17 市税にはどのようなものがありますか。

A17 個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税などです。

Q18 申請書等をダウンロードできない（又はその環境がない）が、どうすればいいですか。

A18 霧島市役所商工振興課（別館2階）、隼人市民サービスセンター、溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所、福山総合支所、福山市民サービスセンター、市民サービスセンター（コアよか）に申請書類一式を準備しています。

Q19 給付金はいつ頃支給されますか。

A19 提出書類に不備等がなければ、受付日（市役所に届いた日）から20日程度で支給します。

Q20 給付金の使途に制限はありますか。

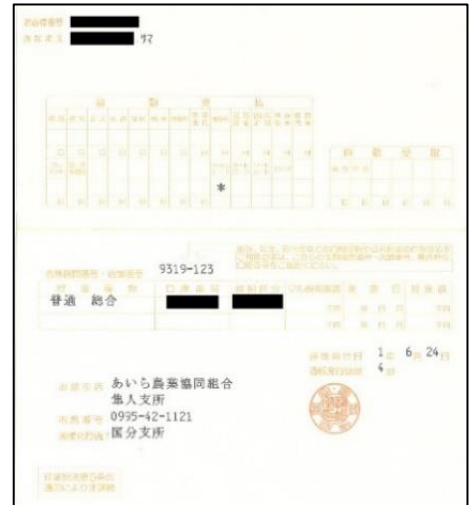
A20 制限はありません。

Q21 給付金は現金での給付ですか。

A21 申請者の指定する金融機関口座に振込みます。現金での給付はできません。

Q22 給付金の振込口座は任意の名義でいいですか。

A22 法人の場合は申請法人の代表者名、個人事業主であれば事業主名の口座で申請してください。通帳の写しは通帳を開いた1～2ページを提出してください。



Q23 霧島市からこの給付金に関する手続きの一環と称して、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込を求める旨の電話がありました。どうすればいいですか。

A23 一般的な給付金事業において、国（省庁）や自治体（市町村）が申請者に対して前納やATMを利用した手続などを求めることはありません。「怪しいな？」と思ったら、最寄りの警察署か、消費者ホットライン（188）へご相談ください。

Q24 申請書類が霧島市へ到着したかの確認が可能ですか。

A24 申請書類到着後、不備等がある場合はお電話による連絡で確認し、給付が決定した場合は通知書をお送りすることとなりますので、ご了承ください。

Q25 申請書類を郵送で行った場合、締切日の消印で有効ですか。

A25 令和3年12月3日（金）の消印有効分まで受付します。

Q26 申請書類に不備があった場合、給付金の支給はないのですか。

A26 不備がある場合は申請書に記載されている連絡先に電話連絡します。不備が解消される場合は支給します。迅速なお支払いのためにも申請期間内での対応にご協力ください。

■ 飲食店取引事業者に関すること

Q27 農協や漁協をとおして飲食店と取引をしていますが対象になりますか。

A27 対象になりません。飲食店と直接取引を行っている事業者のみ対象となります。

Q28 取引先が霧島市内の飲食店ではありませんが、取引先として対象になりますか。

A28 取引先が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得しており、主として注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる事業所の場合は対象になります。

Q29 取引先の飲食店が鹿児島県の営業時間短縮要請対象ではない場合は、取引先として対象になりますか。

A29 取引先となる飲食店は、鹿児島県の営業時間短縮要請の対象とはならない場合も対象になります。

Q30 飲食店との取引内容が、土地や建物、機材、調理用具等の賃貸借・レンタルである場合は対象になりますか。

A30 土地や建物、機材、調理用具等の賃貸借等については、取引先の飲食店に対し、2021年7月から2021年9月の賃料（一部期間でも可）を減免していること又は一時的な貸出停止が確認できる場合に限り対象になります。その場合は「賃貸借減免等確認書」とともに契約書の写し（貸主、借主、貸し付ける物件、期間が明示されているもの）を提出してください。

なお、賃貸借等の場合であっても、消費された財・サービスの数量によって料金が変わるものについては、減免・一時的な貸出停止を要件としませんので、「賃貸借減免等確認書」の提出は不要です。ただし、数量に応じて料金が変わること及び貸主と借主が明示してある契約書・取引条件書の写しを添付してください。

※ 土地や建物の賃貸借による収入を、確定申告書第一表の「収入金額等」の不動産欄に記載して確定申告している場合は、鹿児島県税条例の定めるところにより課税される事業者に限ります。